

京都市告示第505号

景観法第19条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
山本邸	京都市伏見区両替町三丁目345番1, 342番1(一部)
木村邸 (木村利左衛門)	京都市上京区日暮通下立売上る天秤町598番(一部), 下立売通大宮西入浮田町600番(一部)

(都市計画局都市景観部景観政策課)